

貸借対照表注記（第95期）

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	3年～20年
その他	5年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先の債務者で未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、正常先とその他の要注意先のうち新型コロナウイルス感染症等の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。正常先については、従来のその他要注意先に準じた引当率を使用し、その他要注意先については、従来の要管理先に準じた引当率を使用して算出しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,606百万円であります。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	当事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（136百万円）を計上しております。

(2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）	
年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△ 84,957百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日現在）	0.4329%
③ 補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金81百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	
11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。	
このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。	
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングにかかる固定利用料等については履行義務の充足が1年超となる取引はありません。	
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。	
(1) 貸倒引当金	2,190百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。	
主要な仮定は、「不動産市況の見通し」および「自己査定基準に基づいた債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「新型コロナウイルス感染症の影響」であります。そのため、営業エリアにおける不動産市況および債務者の収益環境が大幅に変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
(2) 繰延税金資産	509百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	81百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額	6,347百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は買貸借契約によるものに限る。）であります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,409百万円
危険債権額	8,223百万円
三月以上延滞債権額	25百万円
貸出条件緩和債権額	2,709百万円
合計額	12,367百万円
破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。	
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがでない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。	
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。	

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、649百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

定期預金 13,000百万円

有価証券 39,978百万円

担保資産に対応する債務

借入金 45,992百万円

上記のほか、為替決済、日銀蔵入代理店等の取引の担保として、定期預金30,000百万円及び有価証券1,063百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金96百万円が含まれております。

19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △205百万円

20. 出資1口当たりの純資産額 230円42銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営管理部を通じ、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」及び「コールマネー」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいひ、日本円金利の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、9,984百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

そのため、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、金利リスク以外の価格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借入金及びコールマネーについては、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。また、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※）	242,607	242,943	335
(2) 有価証券（※）			
その他有価証券	56,943	56,943	—
(3) 貸出金（※）	359,929		
貸倒引当金	△ 2,190		
	357,739	363,464	5,725
金融資産計	657,290	663,351	6,060
(1) 預金積金（※）	591,425	591,466	40
(2) 借入金（※）	45,992	46,016	24
(3) コールマネー（※）	10,000	10,000	0
金融負債計	647,417	647,482	64

（※）預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借入金及びコールマネーの「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 有価証券
株式・投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額
- ③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた価額

- 金融負債
- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（TIBOR、SWAP）を用いております。
- (2) 借入金
借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (3) コールマネー
コールマネーは、一定の期間ごとに区分した当該コールマネーの元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	28
信託中出資金（※1）	2,427
組合出資金（※2）	10
合 計	2,466

- (※1) 非上場株式および信託中出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（※1）	60,107	171,000	—	11,500
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	3,336	17,950	13,276	18,274
貸出金（※2）	45,816	113,955	87,824	106,644
合 計	109,260	302,905	101,100	136,418

- (※1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
- (※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	481,676	109,484	5	258
借入金	39,554	5,318	1,119	—
コールマネー	10,000	—	—	—
合 計	531,230	114,802	1,124	258

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。以下、24.も同様であります。

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,578	1,295	283
	債券	21,979	21,327	651
	国債	8,104	7,563	540
	地方債	7,181	7,099	81
	社債	6,692	6,663	29
	その他	1,247	1,124	123
	小 計	24,805	23,747	1,058
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,584	1,772	△ 188
	債券	29,666	30,279	△ 613
	国債	13,131	13,610	△ 478
	地方債	—	—	—
	社債	16,535	16,669	△ 134
	その他	887	925	△ 38
	小 計	32,137	32,978	△ 840
合 計		56,943	56,725	217

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,384	128	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	984	80	67
合 計	2,368	208	67

25. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
- 当事業年度における減損処理額は、23百万円（うち、その他の証券23百万円）であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準は、個々の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度またはそれ以上に下落した場合、もしくは、個々の有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満であっても、過去の一定期間における時価推移や発行会社の業績推移等を勘案して、回復の可能性の合理的な反証がない場合としております。
26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,971百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが11,644百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	909百万円
減損損失	78百万円
減価償却費	46百万円
未収利息	37百万円
税務上の繰越欠損金（注1）	17百万円
その他	134百万円
繰延税金資産小計	1,224百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△601百万円
評価性引当額小計	△601百万円
繰延税金資産合計	622百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	59百万円
前払年金費用	37百万円
固定資産圧縮積立額	13百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	112百万円
繰延税金資産の純額	509百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰延期限の金額
当事業年度（令和4年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	17	17
評価性引当金	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	17	(※2) 17

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金17百万円（法定実効税率を乗じた額）について、その全額につき繰延税金資産を計上しています。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み額等により、全額回収可能と判断したため、評価性引当金を認識していません。

28. 会計方針の変更
(1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。
- なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。
- (2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第44-2に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券の期末の貸借対照表価格を期末前1か月の市場価格の平均価格から期末時点の時価へと変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。
29. 表示方法の変更
信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
30. 追加情報
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15号第1項第1号の規定に基づき、平成29年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。そのため当年度末の出資金にはその他の出資金7,300百万円が含まれております。

損益計算書注記（第95期）

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額8円31銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針11. とあわせて注記しております。
4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失(千円)
千葉県野田市内	営業店舗	土 地	27,364
千葉県流山市内	営業店舗	土 地	1,140
合 計			28,504

資産におけるグルーピングのうち営業店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を最小単位としてグルーピングを行っております。市川本部、城東本部、事務センター、倉庫施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスになった店舗が発生したことにより、資産グループ2カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額28,504千円を減損損失として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、割引率2.00%による使用価値及び正味売却価額のいずれか高い方によっております。

なお、重要な資産に係る正味売却価額については、不動産鑑定評価基準（国土交通省 平成14年7月2日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込み額を控除して算定しております。

経営指標

1. 主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益 (千 円)	8,872,046	7,567,916	7,754,071	7,657,244	7,366,473
経 常 利 益 (千 円)	2,127,814	1,145,470	1,025,113	1,334,114	1,220,037
当 期 純 利 益 (千 円)	1,687,554	1,068,525	950,943	1,077,785	954,190
出 資 総 額 (百万円)	13,355	13,305	13,208	13,095	12,976
普 通 出 資 金 (百万円)	6,055	6,005	5,908	5,795	5,676
そ の 他 の 出 資 金 (百万円)	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
出 資 総 口 数 (千 口)	121,118	120,119	118,176	115,906	113,522
純 資 産 額 (百万円)	24,150	25,159	25,082	25,974	26,157
総 資 産 額 (百万円)	540,788	554,742	580,771	646,089	675,180
預 金 積 金 残 高 (百万円)	514,727	523,192	536,131	575,546	591,425
貸 出 金 残 高 (百万円)	318,661	329,015	329,932	361,611	359,929
有 価 証 券 残 高 (百万円)	35,510	36,917	36,094	46,750	56,982
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	8.29	8.50	8.69	9.00	9.23
出 資 に 対 す る 配 当 金 (百万円)	120	119	118	115	113
(出 資 1 口 当 た り (円))	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭
役 員 数 (人)	14	13	13	13	13
う ち 常 勤 役 員 数 (人)	9	9	9	9	9
職 員 数 (人)	462	443	427	434	436
会 員 数 (人)	48,043	47,294	46,669	46,213	45,647

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。預金積金残高には譲渡性預金を含めております。

2. 業務粗利益

(単位：千円、利益率%)

	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 収 支	6,140,769	6,331,897
資金運用収益	6,296,528	6,454,135
資金調達費用	155,759	122,237
役 務 取 引 等 収 支	△ 230,379	△ 262,058
役務取引等収益	661,904	598,980
役務取引等費用	892,283	861,039
そ の 他 の 業 務 収 支	190,293	59,995
その他業務収益	198,526	71,849
その他業務費用	8,233	11,854
業 務 粗 利 益	6,100,684	6,129,833
業 務 粗 利 益 率	0.99	0.91

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和2年度64千円、令和3年度一千円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。この項目以外の計数・指標についても該当する場合は同様です。

3. 業務純益

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
業 務 純 益	1,297,996	1,143,221
実 質 業 務 純 益	1,297,996	1,532,426
コ ア 業 務 純 益	1,146,590	1,491,271
コ ア 業 務 純 益 (投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く。)	1,146,590	1,491,271

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員費と等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等売買損益
国債等売買損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 勘 定	611,527	667,987	6,296,528	6,454,135	1.02	0.96
うち貸出金	348,281	361,818	5,550,793	5,602,965	1.59	1.54
うち預け金	218,507	249,355	284,555	341,506	0.13	0.13
うち有価証券	41,035	50,499	398,229	441,496	0.97	0.87
資 金 調 達 勘 定	600,240	656,700	155,759	122,237	0.02	0.01
うち預金積金	582,233	611,509	135,443	99,855	0.02	0.01
うち譲渡性預金	－	4,246	－	3,015	－	0.07
うち借入金	16,045	36,376	19,496	18,485	0.12	0.05

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和2年度1,667百万円、令和3年度1,997百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和2年度249百万円、令和3年度一百万円）及び利息（令和2年度0百万円、令和3年度一百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

5. 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	419,433	△ 391,232	28,201	545,516	△ 387,909	157,607
うち貸出金	336,149	△ 280,297	55,852	209,626	△ 157,454	52,172
うち預け金	17,072	△ 16,250	822	40,173	16,778	56,951
うち有価証券	51,099	△ 81,466	△ 30,367	82,739	△ 39,472	43,267
支 払 利 息	10,374	△ 32,432	△ 22,058	10,417	△ 43,939	△ 33,522
うち預金積金	9,144	△ 26,866	△ 17,722	4,781	△ 40,368	△ 35,587
うち譲渡性預金	△ 3,845	－	△ 3,845	3,015	－	3,015
うち借入金	10,095	△ 10,084	11	10,332	△ 11,343	△ 1,011

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

6. 利鞘

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 利 回	1.02	0.96
資 金 調 達 原 価 率	0.82	0.71
総 資 金 利 鞘	0.20	0.25

7. 利益率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.21	0.17
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.17	0.13

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

8. 預貸率・預証率

(単位：%)

預 貸 率	令和2年度		令和3年度	
	期 末 残 高		期 末 残 高	
預 証 率	期 中 平 均	62.82	期 中 平 均	60.85
	期 末 残 高	59.81	期 末 残 高	58.76
	期 中 平 均	8.12	期 中 平 均	9.63
		7.04		8.20

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸 出 金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

預金に関する指標

1. 預金科目別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流 動 性 預 金	272,462	47.3	280,610	47.4
当座預金	9,851	1.7	9,593	1.6
普通預金	255,332	44.4	264,376	44.7
貯蓄預金	2,990	0.5	2,878	0.5
通知預金	725	0.1	641	0.1
別段預金	3,297	0.6	2,877	0.5
納税準備預金	263	0.0	242	0.0
定 期 性 預 金	303,084	52.7	310,815	52.6
定期預金	292,586	50.9	301,075	51.0
定期積金	10,498	1.8	9,739	1.6
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
小 計	575,546	100.0	591,425	100.0
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	575,546	100.0	591,425	100.0

2. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
流 動 性 預 金	264,695	290,028
うち有利息預金	224,541	242,476
定 期 性 預 金	315,845	319,709
うち固定金利定期預金	305,462	309,770
うち変動金利定期預金	13	12
そ の 他	1,692	1,771
小 計	582,233	611,509
譲 渡 性 預 金	—	4,246
合 計	582,233	615,756

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 定期預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
定 期 預 金	292,586	301,075
固定金利定期預金	292,567	301,057
変動金利定期預金	12	12
その他	5	5



貸出金等に関する指標

1. 貸出金科目別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割 引 手 形	686	0.2	649	0.2
手 形 貸 付	3,348	0.9	3,910	1.1
証 書 貸 付	353,669	97.8	351,797	97.7
当 座 貸 越	3,906	1.1	3,572	1.0
合 計	361,611	100.0	359,929	100.0

2. 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
割 引 手 形	837	668
手 形 貸 付	4,044	3,360
証 書 貸 付	339,446	354,367
当 座 貸 越	3,952	3,422
合 計	348,281	361,818

3. 固定金利・変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸 出 金	361,611	359,929
固定金利	122,275	121,306
変動金利	239,336	238,623

4. 貸出金使途別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	234,956	65.0	233,538	65.0
運 転 資 金	126,655	35.0	126,390	35.0
合 計	361,611	100.0	359,929	100.0

5. 住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
住 宅 ロ ー ン	69,607	69,712
消 費 者 ロ ー ン	14,562	14,365

(注) 消費者ローンには、カードローンが含まれます。

6. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当 金 庫 預 金 積 金	3,544	3,389
有 価 証 券	105	105
動 産	—	—
不 動 産	114,993	110,830
そ の 他	—	—
小 計	118,644	114,324
信 用 保 証 協 会 等	104,967	105,178
保 証	52,783	55,298
信 用	85,216	85,127
合 計	361,611	359,929

7. 貸出金業種別内訳

(単位：先、残高 百万円、構成比 %)

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	394	10,236	2.8	395	10,110	2.8
農 業、林 業	4	33	0.0	4	26	0.0
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,147	28,409	7.9	1,189	28,373	7.9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	39	902	0.2	47	789	0.2
運輸業、郵便業	157	5,821	1.6	165	5,229	1.5
卸売業、小売業	804	21,218	5.9	849	21,035	5.8
金融業、保険業	14	1,964	0.5	15	1,941	0.5
不動産業	1,238	126,217	34.9	1,291	126,967	35.3
物品賃貸業	13	1,087	0.3	13	1,020	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	64	1,187	0.3	79	1,438	0.4
宿泊業	11	620	0.2	8	231	0.1
飲食業	419	7,189	2.0	436	7,724	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	253	6,464	1.8	264	5,853	1.6
教育、学習支援業	44	1,774	0.5	40	1,406	0.4
医療、福祉	142	2,639	0.7	141	2,645	0.7
その他のサービス	524	13,228	3.7	553	13,275	3.7
小 計	5,267	228,996	63.3	5,489	228,070	63.3
国・地方公共団体等	10	31,036	8.6	10	31,143	8.7
個 人	13,092	101,578	28.1	12,521	100,716	28.0
合 計	18,369	361,611	100.0	18,020	359,929	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

8. 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当 金 庫 預 金 積 金	11	7
不 動 産	58	50
小 計	69	57
信用保証協会・信用保証	0	0
保 用	—	—
信 用	—	—
合 計	70	58

9. 貸倒引当金

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	267	△ 18	656	389
個 別 貸 倒 引 当 金	1,616	△ 28	1,533	△ 82
合 計	1,883	△ 47	2,190	306

10. 貸出金償却

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
貸 出 金 償 却 額	26,852	23,801

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,278	1,409
危険債権	8,897	8,223
要管理債権	2,276	2,734
三月以上延滞債権	16	25
貸出条件緩和債権	2,259	2,709
小計（A）	12,452	12,367
保 全 額（B）	11,441	11,128
個別貸倒引当金（C）	1,616	1,533
一般貸倒引当金（D）	95	107
担保・保証等（E）	9,728	9,487
保全率（B）／（A）（％）	91.88	89.98
引当率（（C）＋（D））／（（A）－（E））（％）	62.88	56.97
正常債権（F）	349,456	347,846
総与信残高（A）＋（F）	361,908	360,213

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金（C）」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金（D）」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等（E）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権（F）」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。



千葉県信用金庫野球大会で2期連続優勝しました！（令和4年4月24日）



「つなぐ未来 つくる未来」中期経営計画のビジョンをラッピングしました。



有価証券に関する指標

1. 商品有価証券平均残高
- 該当ありません。
2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和2年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	463	13,470	—	13,934
地 方 債	805	3,660	3,569	—	—	—	—	8,036
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,046	4,012	5,024	3,283	5,905	883	—	20,156
株 式	—	—	—	—	—	—	2,798	2,798
外 国 証 券	—	206	228	—	297	—	—	732
そ の 他 の 証 券	0	2	—	1	5	—	1,082	1,092

令和3年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	3,927	17,308	—	21,235
地 方 債	1,205	4,249	1,725	—	—	—	—	7,181
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,929	5,344	6,402	4,296	4,384	870	—	23,227
株 式	—	—	—	—	—	—	3,191	3,191
外 国 証 券	201	—	227	—	668	95	—	1,192
そ の 他 の 証 券	—	2	—	8	—	—	942	953

3. 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
国 債	10,750	16,361
地 方 債	8,064	7,669
短 期 社 債	216	—
社 債	17,902	21,560
株 式	2,441	2,865
外 国 証 券	462	916
そ の 他 の 証 券	1,198	1,127
合 計	41,035	50,499

4. 有価証券の時価情報
- (1) 売買目的有価証券
- 該当ありません。
- (2) 満期保有目的の債券
- 該当ありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
- 該当ありません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	2,310	2,096	213	1,578	1,295	283
	債 券	27,927	27,024	903	21,979	21,327	651
	国 債	8,572	7,870	702	8,104	7,563	540
	地 方 債	8,036	7,899	136	7,181	7,099	81
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	11,319	11,255	64	6,692	6,663	29
	そ の 他	1,315	1,126	188	1,247	1,124	123
	小 計	31,553	30,248	1,304	24,805	23,747	1,058
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	458	547	△ 88	1,584	1,772	△ 188
	債 券	14,198	14,370	△ 172	29,666	30,279	△ 613
	国 債	5,361	5,439	△ 77	13,131	13,610	△ 478
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,837	8,931	△ 94	16,535	16,669	△ 134
	そ の 他	499	592	△ 92	887	925	△ 38
	小 計	15,157	15,510	△ 352	32,137	32,978	△ 840
合 計		46,710	45,759	951	56,943	56,725	217

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	28	28
組 合 出 資 金	10	10
合 計	39	39

5. 金銭の信託
- 該当ありません。

6. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- デリバティブ取引、オプション取引、オフ・バランス取引、先物取引等の取扱いはありません。

金庫の子会社等に関する事項

該当ありません。

自己資本の充実の状況等

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	24,689	25,391
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,795	15,676
うち、利益剰余金の額	9,009	9,833
うち、外部流出予定額(△)	115	113
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△5
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	395	773
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	395	773
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	91	62
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	25,176	26,227
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	73	88
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	73	88
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	19	5
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	65	98
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	158	192
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	25,017	26,034
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	264,842	269,133
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△746	△732
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	678	692
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	12,910	12,839
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	277,752	281,973
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.00%	9.23%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	264,842	10,593	269,133	10,765
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	265,487	10,619	270,001	10,800
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	43,592	1,743	46,520	1,860
法人等向け	29,612	1,184	35,480	1,419
中小企業等向け及び個人向け	49,936	1,997	53,377	2,135
抵当権付住宅ローン	22,370	894	20,683	827
不動産取得等事業向け	87,702	3,508	79,443	3,177
3月以上延滞等	1,067	42	865	34
取立未済手形	28	1	26	1
信用保証協会等による保証付	3,027	121	3,130	125
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	3,282	131	3,769	150
出資等のエクスポージャー	3,282	131	3,769	150
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	24,816	992	26,653	1,066
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,814	192	4,812	192
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,792	111	2,657	106
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,944	77	1,512	60
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	15,264	610	17,670	706
② 証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
STC要件適用分	－	－	－	－
非STC要件適用分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	99	3	61	2
ルック・スルー方式	99	3	61	2
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式(250%)	－	－	－	－
蓋然性方式(400%)	－	－	－	－
フォールバック方式(1250%)	－	－	－	－
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	678	27	495	19
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,910	516	12,839	513
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	277,752	11,110	281,973	11,278

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額 × 4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別				(単位：百万円)					
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券			
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
国	内	647,838	676,705	363,049	360,796	41,438	51,654	1,482	1,639
国	外	693	1,200	—	—	693	1,200	—	—
地 域 別 合 計		648,531	677,905	363,049	360,796	42,131	52,855	1,482	1,639
製 造 業		15,245	19,581	10,807	10,719	3,404	7,404	26	21
農 業 、 林 業		67	80	67	80	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		32,253	32,277	32,053	32,077	200	200	60	178
電気・ガス・熱供給・水道業		451	284	—	—	300	100	—	—
情 報 通 信 業		2,002	2,699	962	852	800	1,601	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		8,776	7,822	6,087	5,486	2,605	2,106	85	41
卸 売 業 、 小 売 業		24,771	24,014	22,399	22,147	2,000	1,601	116	167
金 融 業 、 保 険 業		235,022	255,357	2,015	1,989	7,071	7,081	—	—
不 動 産 業		132,581	133,091	131,278	131,730	701	701	750	742
物 品 賃 貸 業		2,153	2,452	1,099	1,031	1,053	1,035	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,375	1,635	1,375	1,635	—	—	—	—
宿 泊 業		621	231	621	231	—	—	—	25
飲 食 業		8,406	8,793	8,406	8,793	—	—	127	125
生活関連サービス業、娯楽業		7,880	7,172	7,880	7,172	—	—	3	2
教 育 、 学 習 支 援 業		1,840	1,462	1,840	1,462	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		3,133	3,130	3,133	3,130	—	—	—	—
その他のサービス		15,032	15,318	14,565	14,491	301	600	161	160
国・地方公共団体等		54,844	61,695	31,042	31,148	23,691	30,422	—	—
個 人		87,410	86,612	87,410	86,612	—	—	151	173
そ の 他		14,659	14,192	0	2	—	—	—	—
業 種 別 合 計		648,531	677,905	363,049	360,796	42,131	52,855	1,482	1,639
1 年 以 下		48,766	64,434	18,252	18,772	1,905	3,385		
1 年 超 3 年 以 下		204,607	200,649	19,814	19,725	7,792	9,539		
3 年 超 5 年 以 下		34,533	35,080	25,844	26,776	8,688	8,303		
5 年 超 7 年 以 下		37,856	37,299	34,565	32,983	3,291	4,316		
7 年 超 1 0 年 以 下		68,385	70,365	61,740	61,519	6,644	8,846		
1 0 年 超		223,437	228,322	202,128	200,357	13,808	18,464		
期間の定めのないもの		30,944	41,753	701	662	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		648,531	677,905	363,049	360,796	42,131	52,855		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. デリバティブ取引はありません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和2年度	286	267	—	286	267
	令和3年度	267	656	—	267	656
個 別 貸 倒 引 当 金	令和2年度	1,645	1,616	46	1,598	1,616
	令和3年度	1,616	1,533	18	1,597	1,533
合 計	令和2年度	1,931	1,883	46	1,885	1,883
	令和3年度	1,883	2,190	18	1,865	2,190

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	22	5
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	476	378	378	356	43	7	432	370	378	356	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3	3	3	3	—	—	3	3	3	3	—	—
運輸業・郵便業	10	2	2	2	—	—	10	2	2	2	0	3
卸売業・小売業	47	48	48	39	—	8	47	39	48	39	0	5
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	515	493	493	461	—	—	515	493	493	461	0	0
物 品 賃 貸 業	46	47	47	46	—	—	46	47	47	46	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
宿 泊 業	27	122	122	—	—	—	27	122	122	—	—	—
飲 食 業	8	9	9	8	—	—	8	9	9	8	1	2
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	433	444	444	550	—	—	433	444	444	550	0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	74	67	67	64	2	2	72	65	67	64	—	4
合 計	1,645	1,616	1,616	1,533	46	18	1,598	1,597	1,616	1,533	26	23

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	65,256	—	83,845
10%	—	100	—	100
20%	218,717	3,381	226,307	3,908
35%	—	64,253	—	59,391
40%	—	—	300	—
50%	34,886	390	38,240	1,037
70%	—	—	100	—
75%	—	115,817	—	117,876
100%	1,403	140,619	4,208	139,608
150%	—	911	—	450
250%	—	2,793	—	2,529
合 計	255,008	393,523	269,157	408,748

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項（信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー） (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,440	4,061	29,689	31,003	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項
イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	2,769	2,769	3,162	3,162
非上場株式	28	28	28	28
その他	3,258	3,258	3,272	3,272
合 計	6,056	6,056	6,464	6,464

(注)「その他」には、不動産投資信託、優先出資、投資事業組合への出資等が含まれております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	354	172
売却損	198	2
償 却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	245	172

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	－	－

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	335	104
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

(8) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,984	10,691	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	862	794
3	スティープ化	6,978	6,606		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,984	10,691	862	794
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	
8	自己資本の額	26,034		25,017	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬等に関する事項

＜報酬体系について＞

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を定めております。
a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	149

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者も含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」121百万円、「賞与」10百万円、「退職慰労金」17百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号及び6号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

開示項目一覧

信用金庫法施行規則第132条等における開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	7
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	7
ハ. 会計監査人の名称	34
ニ. 事務所の名称及び所在地	9～10
2. 金庫の主要な事業の内容	11～14
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	3～4
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
経常収益	39
経常利益	39
当期純利益	39
出資総額及び出資総口数	39
純資産額	39
総資産額	39
預金積金残高	39
貸出金残高	39
有価証券残高	39
単体自己資本比率	39
出資に対する配当金	39
職員数	39

ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	39
資金運用勘定並びに資金調運動定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	40
受取利息及び支払利息の増減	40
総資産経常利益率	40
総資産当期純利益率	40
預金に関する指標	
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	41
固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	41
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	42
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	42
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	42
使途別の貸出金残高	42
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	43
預貸率の期末値及び期中平均値	40
有価証券に関する指標	
商品有価証券の種類別の平均残高	45
有価証券の種類別の残存期間別の残高	45
有価証券の種類別の平均残高	45
預証率の期末値及び期中平均値	40

4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の態勢	25～28
ロ. 法令遵守の体制	29
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	17～18
ニ. 金融ADR制度への対応	29
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	33～38
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び	
(1) から(4)までに掲げるものの合計額	44
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44
(2) 危険債権	44
(3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	44
(4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	44
(5) 正常債権	44
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	47～51
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
有価証券	45～46
金銭の信託	46
第102条第1項第5号に掲げる取引	46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
ヘ. 貸出金償却の額	43
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	34
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	52



利根運河(野田市・流山市・柏市)
利根川と江戸川を結ぶ延長8.5kmの一級河川で、地域で最も有名な桜の名所の一つです。